

北上地区消防組合消防本部訓令第9号

消防機関

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月15日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合救急業務取扱規程（平成10年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(隊員の服装) 第8条 [略] 2 [略] 3 救急救命士は、別図の救急救命士の章を貼付するものとする。		(隊員の服装) 第8条 [略] 2 [略] 3 救急救命士の <u>資格を有し所属長の承認を得た隊員</u> は、別図の救急救命士の章を貼付するものとする。	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
分 類	資 器 材	分 類	資 器 材
[略]		[略]	
搬 送	布 担 架 ま く ら 敷 物	搬 送	布 担 架 敷 物

[略]

[略]

様式第9号 (第28条関係)

(表)

[略]

(裏)

指示・指導要請	所属病院名		指示・指導医氏名	
	要請内容:			
救命処置	指示・指導内容: (;)			
	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
	実施者名	実施者名	実施者名	実施者名
	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
	除細動器	実施時刻 ;	実施時刻 ;	投与時刻 ;
	実施回数 回	使用器具	使用針 G	総投与量 mg
	1回目 (J)	換気量 cc 換気回数 回/分 実施結果	確保部位	投与回数 回
	2回目 (J)		滴下速度 ml/min	実施結果 2投目 3投目
	3回目 (J)			
4回目 (J)				
5回目 (J)				
6回目 (J)				
その他:				
中止・未実施の場合の理由:				

[略]

北消防急	隊長	隊員	隊員	機関員
[略]				

様式第10号 (第29条関係)

(表)

[略]

[略]

[略]

様式第9号 (第28条関係)

(表)

[略]

(裏)

指示要請	所属病院名		指示・指導医氏名		
	要請内容:				
救命処置	指示等の内容: ()				
	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与	血糖測定
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
	実施者名	実施者名	実施者名	実施者名	実施者名
	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
	除細動器	実施時刻	実施時刻	実施時刻	血糖値 mg/dl
	実施回数 回	使用器具	使用針 G	総投与量 ml	穿刺部位
	1回目 (J)	換気量 ml 換気回数 回/分 特記	確保部位	投与回数 回	特記
	2回目 (J)		滴下速度 ml/min		
	3回目 (J)				
4回目 (J)					
5回目 (J)					
6回目 (J)					
未実施等の理由:					

[略]

救急号車	隊長	隊員	隊員	機関員
[略]				

様式第10号 (第29条関係)

(表)

[略]

(裏)

指示・指導要請	所属病院名		指示・指導医氏名	
	要請内容：			
救命処置	指示・指導内容： ()			
	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
	実施者名	実施者名	実施者名	実施者名
	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
	除細動器	実施時刻	実施時刻	投与時刻
	実施回数	使用器具	使用針	投与回数
	1回目 (J)	換気量	確保部位	総投与量
	2回目 (J)	cc	ml/min	mg
	3回目 (J)	換気回数	実施結果	回
4回目 (J)	回/分			
5回目 (J)			2投目	
6回目 (J)			3投目	
その他：				
中止・未実施の場合の理由：				
[略]				
北消防急		隊長	隊員	機関員
[略]				

(裏)

指示要請	所属病院名		指示・指導医氏名		
	要請内容：				
救命処置	指示等の内容： ()				
	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与	血糖測定
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
	実施者名	実施者名	実施者名	実施者名	実施者名
	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
	除細動器	実施時刻	実施時刻	薬剤種類	血糖値
	実施回数	使用器具	使用針	投与時刻	mg/dl
	1回目 (J)	換気量	確保部位	総投与量	穿刺部位
	2回目 (J)	ml	回/分	投与回数	特記
	3回目 (J)	換気回数		特記	
4回目 (J)	特記	ml/min			
5回目 (J)					
6回目 (J)					
未実施等の理由：					
[略]					
救急号車		隊長	隊員	隊員	機関員
[略]					

備考 改正の部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年12月29日から施行する。